

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案要綱

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

一 指定障害福祉サービス事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立つて支援を行うように努めなければならないものとする。

(第四十二条第一項及び第五十一条の二十二第一項関係)

二 地域生活支援事業の追加

1 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業及び意思疎通支援を行う者を養成する事業を加えるものとする。

ること。

(第七十七条第一項関係)

2 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業のうち、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を加えるものとする事。

(第七十八条第一項関係)

三 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターを設置する者が連携に努めなければならない関係者に、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者を加えるものとする事。

(第七十七条の二第五項関係)

四 障害福祉計画の内容の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加えるものとする事。

(第八十八条第二項及び第八十九条第二項関係)

五 障害支援区分

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるとともに、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうものとする事。

(第四条第四項関係)

六 地域移行支援

地域移行支援の対象に、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを加えるものとする事。

(第五条第十八項関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童福祉法関係

指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者、指定障害児入所施設等の設置者並びに指定障害児相談支援事業者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常に障害児及びその保護者の立場に立つて支援を行うように努めなければならないものとする事。

(第二十一条の五の十七第一項、第二十四条の十一第一項及び第二十四条の三十第一項関係)

第三 知的障害者福祉法関係

市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。

(第十五条の三第一項関係)

第四 本法附則関係

一 施行期日

第一の五（障害支援区分）及び六（地域移行支援）は平成二十六年四月一日から、その他の部分は平成二十五年四月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 適切な障害支援区分の認定のための措置

政府は、第一の五の障害支援区分の認定が、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、第一の五の厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 検討

政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える内容に、第一の五の障害支援区分の認定を含

めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方並びに精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方を加えること。

(附則第三条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。